

件名	県庁舎駐車場の運用について
受付日	令和7年10月27日
ご意見・ご提案の概要	<p>車を停めるところがなかったので、たまたま空いていたところに駐車したところ、職員用駐車場だったため、張り紙をされたが、なぜ張り紙をするのか。</p> <p>来庁者用とどこに表示してあるのか。来庁者が職員用駐車場に停めることがなぜだめなのか。根本的に仕組みを見直してほしい。</p>
県の考え方	<p>県庁舎の駐車場につきましては、来庁者用と職員用に分け、来庁者用は県庁舎をご利用いただきやすいよう庁舎に近いところで、その場所は駐車場入り口への表示等のほか、県公式ホームページでもご案内しているところです。</p> <p>県庁舎の立地上、自動車通勤している職員が多く、駐車スペースも限られている中、職員が駐車できないことによる業務への影響なども考えられるため、職員駐車場へ職員以外の方が駐車された際には張り紙という方法で、来庁者駐車場への駐車のお願いをさせていただいている。</p> <p>ただし、県庁舎での大規模イベント開催などにより来庁者駐車場にも制限が行われる場合の運用につきましては、今後検討してまいります。</p>
担当課	総務部 管財課